

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	4	府省庁名	復興庁												
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）														
要望項目名	復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特別措置の拡充														
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成33年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が、復興産業集積区域において被災者を雇用した場合には、指定を受けた日から5年の間、被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を税額控除できる。</p> <table border="1"> <tr> <td>指定日</td> <td>～31年3月31日</td> <td>31年4月1日～33年3月31日</td> </tr> <tr> <td>税額控除率</td> <td>10%</td> <td>7%（福島県10%）</td> </tr> </table> <p>（制度経緯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 創設 ・平成28年度 福島県以外の措置率を見直したうえ適用期限を5年延長 <p>・特例措置の内容</p> <p>本特例措置について、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）に限り、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に指定を受けた事業者の税額控除率を、平成31年3月31日までに指定を受けた事業者と同じ10%に拡充する。</p> <table border="1"> <tr> <td>指定日</td> <td>～31年3月31日</td> <td>31年4月1日～33年3月31日</td> </tr> <tr> <td>税額控除率</td> <td>10%</td> <td><u>10%</u>・7%（福島県10%）</td> </tr> </table> <p>・下線は雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る。</p> <p>※雇用等被害地域</p> <p>東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イに規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。認定復興推進計画において雇用等被害地域が定められており、復興産業集積区域が存在する143市町村のうち、沿岸部の35市町村に雇用等被害地域が定められている。</p> <p>○東日本大震災復興特別区域法第38条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の3、第17条の3及び第25条の3 ○地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号</p>			指定日	～31年3月31日	31年4月1日～33年3月31日	税額控除率	10%	7%（福島県10%）	指定日	～31年3月31日	31年4月1日～33年3月31日	税額控除率	10%	<u>10%</u> ・7%（福島県10%）
指定日	～31年3月31日	31年4月1日～33年3月31日													
税額控除率	10%	7%（福島県10%）													
指定日	～31年3月31日	31年4月1日～33年3月31日													
税額控除率	10%	<u>10%</u> ・7%（福島県10%）													
減収見込額	[初年度]	▲8（－）	[平年度]	▲8（－）											
	[改正増減収額]	－		（単位：百万円）											

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 地震・津波被災地域では、インフラ等の復旧が着実に進む一方、産業・なりわいの再生は未だ十分とは言えないことから、復興期間の「総仕上げ」に向け、投資を促進し、雇用機会の確保を図る必要がある。 また、福島原子力事故災害被災地域では、帰還困難区域を除き全ての面的除染が完了し、同地域を除くほとんどの地域で避難指示解除がなされるなど、本格的な再生・復興に向けスタートを切ったところであり、引き続き、官民合同チーム等による支援を通じ被災事業者等の事業再開等を支援していく必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 岩手県、宮城県及び福島県における事業所数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(工業統計「事業所数」H29.6/H22.12:3県沿岸等79%。全国平均85%)非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、気仙沼市63%、女川町64%、陸前高田市71%、大槌町75%等) また、岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(工業統計「従業者数」H29.6/H22.12:3県沿岸等86%。全国平均99%)非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、大槌町52%、気仙沼市60%、陸前高田市67%、女川町67%等)</p> <p>こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、事業者が被災者に支払う給与等支給額に応じて法人税等の負担を軽減することにより、雇用の維持拡充を図り、被災者の生活基盤の回復を引き続き支援する必要がある。</p> <p>このため、被災地域の雇用の状況等を勘案するとともに、地方公共団体からの要望や与党提言等を踏まえ、本特例措置について津波被災地域(雇用等被害地域を含む市町村の区域内)における税額控除率について、平成31年3月31日までの率を、平成33年3月31日まで適用することを要望する。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>4—2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■復興庁政策評価体系</p> <p>政策「復興施策の推進」</p> <p>施策「(1) 復興支援に係る施策の推進」</p>
	政策の達成目標	津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）における従業者数の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成31年4月1日から平成33年3月31日まで）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	<p>被災3県の平成29年工業統計調査における従業者数は354,848人であり、平成22年水準(369,483人)と比較し、約96%である。</p> <p>また、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）では117,544人であり、平成22年水準（126,473人）と比較し、約93%である。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成31年度 23件</p> <p>平成32年度 16件</p> <p>2年計 39件</p> <p>※雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を拡充することにより、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）において、引き続き雇用に係る事業者の負担が軽減され、雇用機会の確保に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（東日本大震災復興特別区域法第37条、第39条及び第40条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置の拡充は、津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）に限定した上で、更に、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ被災者を雇用する場合に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。
ページ		4—3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等の指定件数 2,759 件（平成 30 年 3 月末日現在） ・指定事業者等による被災者の雇用実績 134,782 人（平成 30 年 3 月末日現在）
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置を通じて、被災者の雇用を促進し、被災地域における雇用機会の確保に資することができる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>被災地域における従業者数の増加</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>前回要望時の指定件数の見込を下回っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前回要望時の見込み（指定件数） <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度 253 件 平成 29 年度 212 件 平成 30 年度 177 件 ○平成 28、29 年度の実績と平成 30 年度の見込み（同） <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年度 177 件 平成 29 年度 93 件 平成 30 年度 67 件（見込み） <p>経済社会情勢が特に沿岸地域において厳しいところがあり、被災者を雇用する事業者が見込みより少なかったものと思われる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 23 年度 創設 平成 28 年度 措置率を見直したうえ 5 年延長</p>